

大官大寺第8次の調査

(昭和56年7月～昭和56年12月)

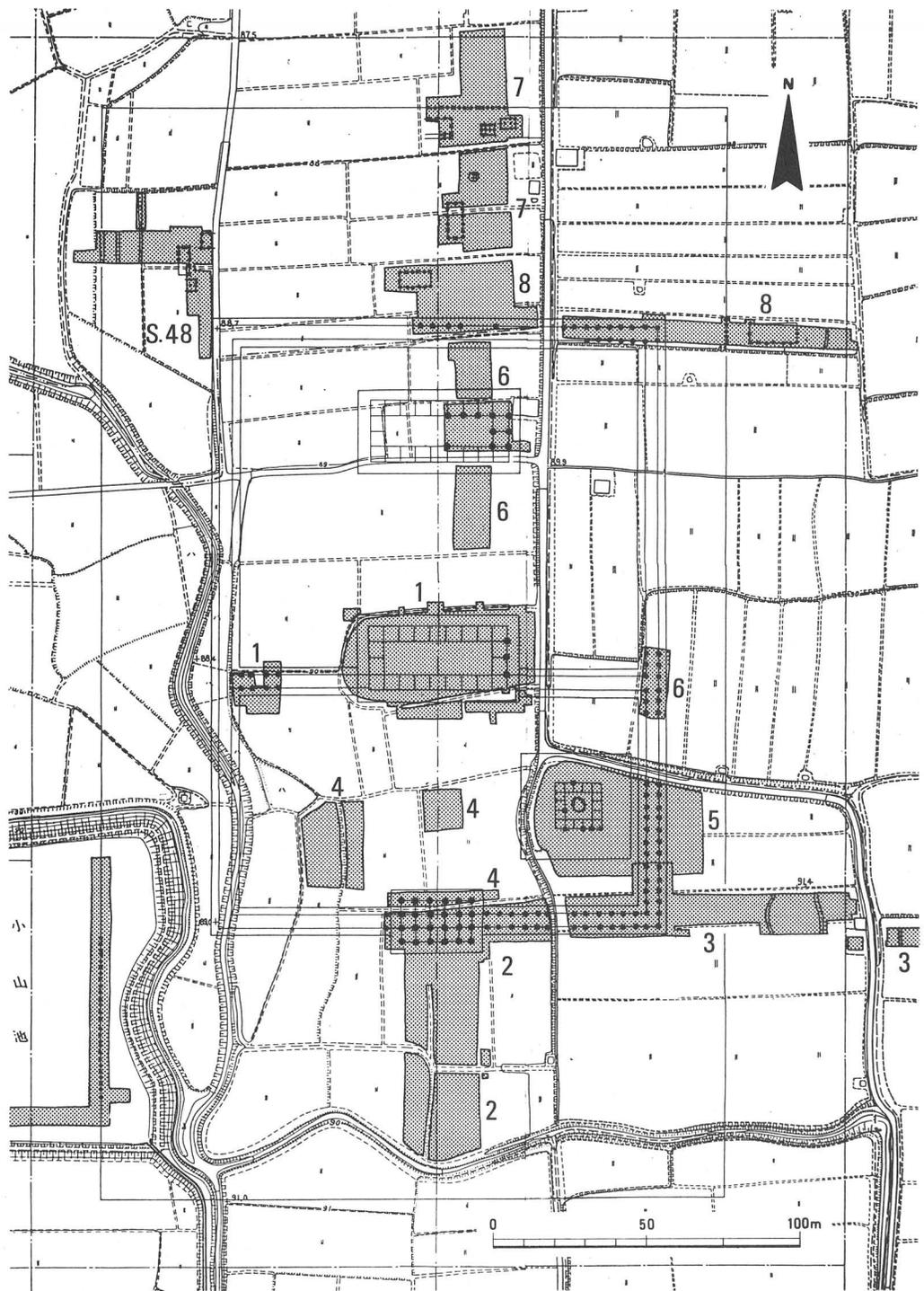
大官大寺の発掘調査は昭和48年に開始され、翌49年度の調査を第1次調査として今年で第8次を迎える。これまでの調査で、中門・金堂・講堂が伽藍中軸線上に南北に並び、中門と金堂をつなぐ回廊内の西部を空閑地とし東部に塔を配する寺院中枢部分の伽藍配置がほぼ確定した。また現在、遺跡として残る大官大寺は文武朝に造営されたものであり、『日本書紀』にみえる、高市大寺とも称された大官大寺ではないことが明らかにされ、さらに主要堂塔のうち完成していたのは金堂と講堂だけであり、塔・中門それに回廊は未完成のままに焼亡した形跡も確められている。一方、寺域に関しては昭和54年の小山池の調査で西限を、第7次調査で北限を画すると考えられる掘立柱塀を確認しており、大官大寺は東三坊大路・東四坊大路・十条大路・九条条間路に面した東西2町・南北3町の寺域をもつ寺院であったと想定されるに至っている。

今年度の調査は主要伽藍のうち、まだ解明されていない北面回廊の所在と寺域東限の状況を明らかにする目的で、講堂の北方20～50m(西区)と、そこから100mにわたる範囲(東区)に調査区を設定して実施した。

調査の結果、調査区の南端付近に北面回廊を確認し、東区中央では寺域東限の施設と考えられる南北塀を検出したほか、大官大寺に併行する時期の大溝、先行する時期に営まれた掘立柱建物・塀、寺院の廃絶後に礎石を投棄した土壙などを検出した。

〔大官大寺に関連する遺構〕

1)北面回廊SC650 西区から東区の東部にかけて北面回廊の東半部を検出したが、西区では遺構面の削平が著しく、回廊北側柱位置に当る5ヶ所で礎石据付掘形の基底部を確認したにとどまる。東区では遺存状態が比較的良く、約4.2mの間隔をおいて東西方向に2列に並ぶ礎石据付痕跡を回廊東端から8間分検出した。礎石はいずれも抜き取られており、抜取穴の表面に礎石として使



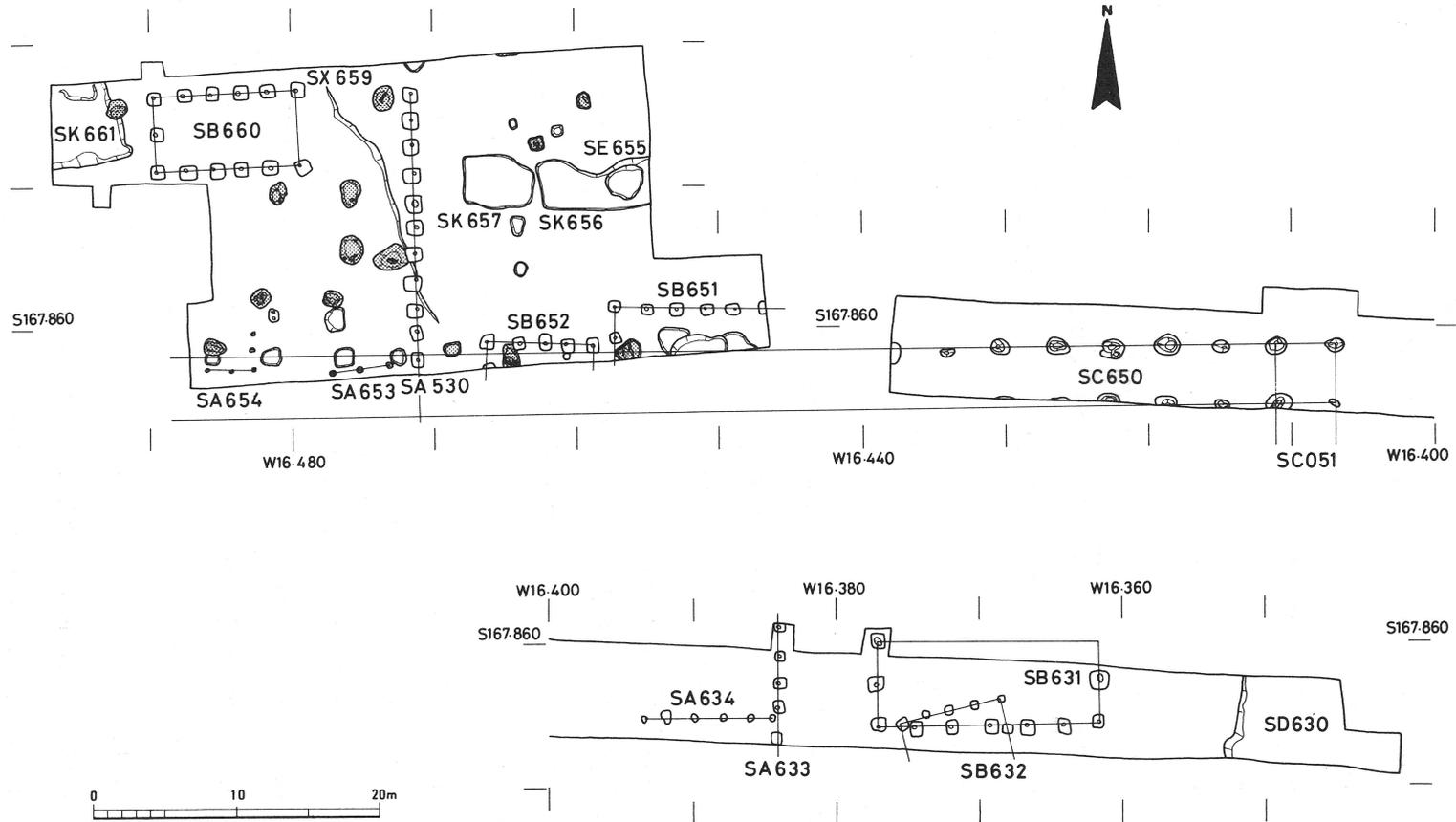
調査地位置図 (数字は調査回数)

用された花崗岩の薄膜を残している箇所もある。柱間寸法は伽藍中軸線をはさんだ1間が5.1 mあり、他の柱間3.9 mより広く、東端の1間は4.2 mである。従って北面回廊は梁行1間・14尺の単廊で、桁行は中央1間を17尺にとり、両脇17間が13尺等間、東西端間14尺の総長487尺の規模に復原できる。実長は、伽藍中軸線から回廊東北角礎石までの距離が72.1 mであるので、東西幅144.2 mとなり、その場合造営尺は1尺=0.2961 mであることがわかる。

回廊基壇は西区では完全に削平されていたが東区で部分的に厚さ10 cm程の基壇土が残存しており、礎石据付工程を把握することができた。礎石据付は基壇築成に先行しており、まず地山面を掘りくぼめ、掘形内に土をつきかためつつ礎石を設置する。次に礎石周囲を除いて基壇土を積み上げ、最後に礎石の周囲に土をかたくしめつけて礎石を固定させている。

2) 寺域東限の塀 S A 633 S A 633 は東区中央にある掘立柱南北塀で4間分を検出した。柱掘形は一辺0.7～0.8 mの方形で、直径0.3 m前後の柱痕跡がみとめられた。柱間寸法はややばらつきがあるが、ほぼ1.9 m等間である。S A 633 は第7次調査で確認した寺域北限の東西塀 S A 600 に共通した状況を示しており、後述するような位置的要素を考え合わせると、これが寺域東限を画する施設と判断することができる。

3) 大溝 S D 630 東区東端で検出した河川状遺構で、溝の東岸は調査区外の東方に想定される。調査区内では幅8 mあり、西岸はゆるやかな傾斜面をなして平坦な底面に移行する。西側の遺構面からの深さは1.2 mで、埋土には厚い粘土堆積層の間に薄い粗砂層がはさまれている。包含される遺物は多くないが、7世紀後半～末葉の土器や大官大寺に使用されたとみても矛盾のない瓦片が出土していることから、この大溝が大官大寺の時期に存続していたと判断される。ここで注目されるのは、藤原京の東京極設定の基準になったと考えられている中ツ道がこの溝の位置にあたることである。後述するように大官大寺の伽藍中軸線は東四坊坊間路心に一致すると考えられるので、藤原京条坊における東四坊大路（東京極）心は伽藍中軸線の東1町・約133 m、つまり東区の東端から西約1 mにあり、この位置はまさに大溝 S D 630 の中央にあたる。限られた範



第8次調査遺構配置図(1:500) 網:礎石落とし込み土壌

囲での調査であるため中ツ道の存否についての最終的な判断は保留しなければならないが、少なくとも、今回の調査では想定位置に中ツ道の形跡を全くみとめることができなかった。

4)礎石落とし込み土壌（遺構図中の網目部分） 西区で検出した不整円形の土壌で16ヶ所ある。直径は1.0～2.5 mと大小さまざまで、深さ0.2 mから0.8 mまでのものがある。そのうち7ヶ所には径1 m近くの花崗石が埋没しており、そのほかの土壌にも花崗岩片や大官大寺所用瓦が多量に投棄されていた。これらの土壌は土地耕作の障害となった礎石等を廃棄処理するためのものであろう。掘削された時期は、周囲の遺構との重複関係から14～15世紀以降と考えられる。

〔大官大寺以前の遺構〕

大官大寺造営以前に存在していたと判断される遺構には掘立柱建物4と南北塀1がある。

掘立柱建物S B 631は東区東部にあり、桁行6間、梁行2間の東西棟で、柱間寸法は桁行が2.60 m等間、梁行が2.95 m等間である。建物の方位は東で約1°北に振れている。南側柱はいずれも直径30 cm程の柱根を残していたが、東西妻柱と北側柱は抜き取られていた。

S B 651は西区東端で検出した桁行6間以上、梁行2間以上の東西棟で建物方位は東で1°15′南に偏している。柱間寸法は桁行・梁行とも2.1 m等間である。S B 652はS B 651の西1.5 mに建つ桁行4間、梁行1間以上の東西棟で、S B 651より2.5 m南に寄る。建物方位は東で南に2°振れている。桁行の柱間寸法は東から1.8 m・1.6 m・2.4 mと不揃いで、梁行は1.8 mある。S B 651・652はともに大官大寺北面回廊と重複する位置にある。

S B 660は西区西北隅で検出した桁行5間、梁行2間の東西棟で、柱間寸法は桁行2.02 m、梁行2.60 m等間である。ただし東妻柱は柱穴を確認することができなかった。他の柱掘形より浅かったのであれば、後述する河川の氾濫等のために削平されたとみることできる。建物方位は西で2°10′北に偏している。

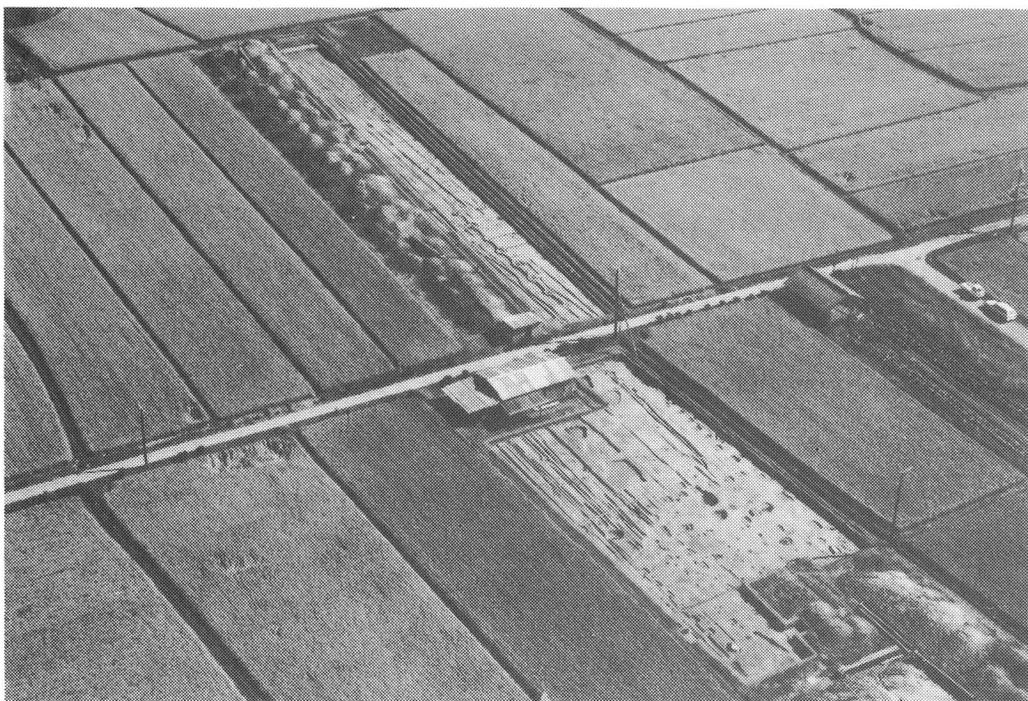
S A 530は西区中央に検出した南北塀で、南の第6次の調査でも延長部分が確認されており、講堂S B 500の基壇北側に始まり西区北端近くで終る、総長

44.5 m におよぶ掘立柱塀である。柱掘形は一辺 1.0 ~ 1.3 m の方形を呈し、深さは 1 m 近くある。いずれも直径 15 cm の比較的細い柱根が残存している。柱間寸法は 1.7 ~ 2.0 m と不揃いであるが、平均すると 1.86 m になる。遺構は北面回廊と重複しており、塀の方位は北で 1° 西に振れている。

以上にあげた建物および塀は遺構の重複関係、あるいは柱掘形から出土した遺物から、大官大寺の造営に先行する 7 世紀後半期に営まれたものと考えられる。これらの併存関係についての確証は得られないが、造営の方位をみると、北で西に 1° 前後偏する S B 631・660，S A 530 の一群と、北でわずかに東に振れる S B 651・652 の一群とに区別することができる。

〔その他の遺構〕

S B 632 は東区東部で検出した掘立柱建物で桁行 4 間・1.76 m 等間、梁行 2 間・2.4 m 等間に復原できる。建物方位は東で 13°15' 北に振れている。S B 631 と重複するが遺構の切合いはなく、時期は明らかでない。S A 634 は東区中央



調査地全景（北西から）

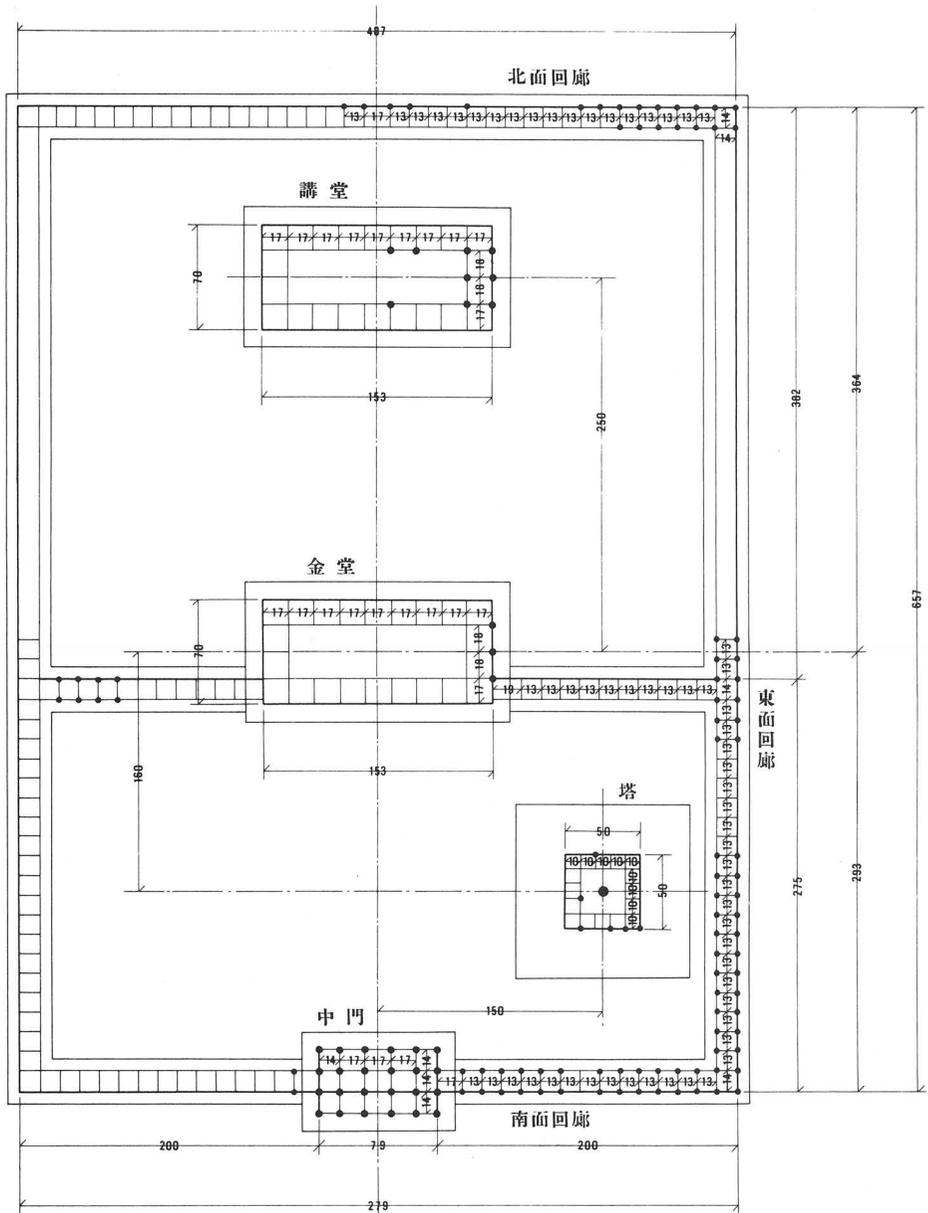
にある東西5間の掘立柱塀で、総長は8.9mあり、柱間寸法はやや不揃いである。柱掘形は小さく形状も一定しない。時期は不明である。

SA 653は西区南西部で検出した東西2間の小規模な塀で、柱間は2m等間である。不整円形の柱穴にはいずれも径20cmの自然石が置かれている。建物の北側柱の可能性もある。時期不明。SA 654は西区西南隅に検出したL字形に曲折する小規模な塀である。東西・南北各2間で、一辺30cmの方形柱掘形の中央に数個の小石がおかれていた。SA 653・654ともに北面回廊と重複する位置にある。

SK 656・657は西区の北面回廊の北10mに東西に並ぶ土壌で、土壌南縁と西縁はほぼ直線をなし、SK 656は調査区の東に続く。深さ40cm余りの底面は平坦で、埋土には大官大寺所用瓦が多量に含まれていた。SE 655はSK 656の底面で検出した直径2.5mの不整円形の土壌である。深さは40cmあり、底部は湧水粗砂層に達している。埋土には遺存状態の良好な大官大寺所用瓦が含まれていた。井戸枠の抜き取られた井戸跡と考えられる。SK 661は西区西北隅でその一部を検出した土壌である。深さ約40cmで底面はやや凹凸をなす。埋土は粘質土層が4,5層重なり、大官大寺式軒瓦や凝灰岩細片を多く含んでいた。SX 659は西区の中央を北北西から南南東に延びる岸をもつ浅い落ち込みで、西に向って急に20cm程低くなり、以西は平坦面である。底面には部分的に砂層が堆積していることから、調査地の西方を北流する百貫川の氾濫により浸蝕された形跡ではないかと考えている。その時期は堆積土に含まれる土器の年代から判断して、14・15世紀をあまり遡らない年代と考えられる。

〔遺物〕

今回の調査では多量の瓦が出土した。出土場所は北面回廊と16ヶ所の礎石落とし込み土壌、それに土壌SK 656・657・661に集中している。軒瓦はいずれも大官大寺式で計235点あり、軒丸瓦121点、軒平瓦103点と両者の数量に大差はない。型式の明らかなもののうち、軒丸瓦では6231B型式が74%、軒平瓦では6661B型式が96%を占めており、この二者の組み合わせが北面回廊所用瓦の主体であったと考えられる。これはすでに明らかにされている伽藍建物のうち



大官大寺伽藍復原図（1：1500） 単位は大宝令小尺

中門および南面・東面回廊と共通した様相を示すものである。道具瓦には熨斗瓦が10点あり、そのうちの5点は土壌SK 661 からまともに出て出土している。

〔まとめ〕

今次の調査で北面回廊の位置や規模が確認されたのであるが、先に金堂SB 100の東方で検出した東面回廊SC 051がさらに北に延びて北面回廊に接続す

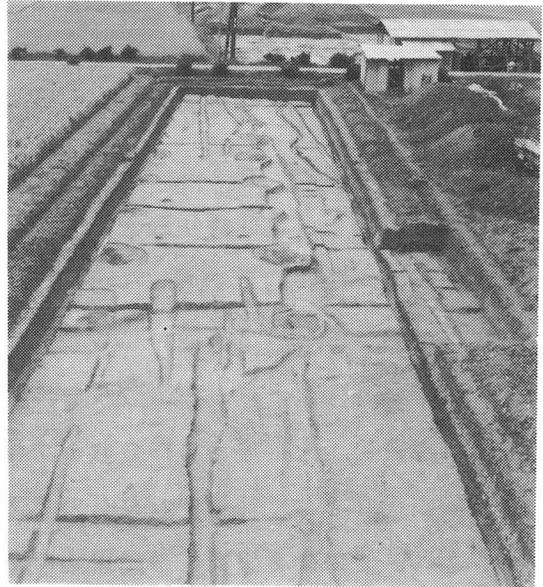
るものとみられ、その結果、回廊が講堂 S B 500 を完全に取り囲むという特異な伽藍配置であることが明らかになった。なお、北面回廊の北側あるいは東側に、僧房などの存在も予測していたのであるが、確かな遺構をみとめることはできなかった。ただし、北面回廊北方の礎石落とし込み土壌のうちのいくつかは回廊から 20 m 以上も離れた位置にあり、その近辺に礎石建物があつたことを示しているとも考えられるが、土壌の配置に規則性はなく、投棄された礎石の原位置を復原することは難しい。

これまでの調査の成果によって、主要伽藍の配置がほぼ確定し、寺域の広がりについてはいくつかの重要な手がかりが得られるに至った。そこで大官大寺と藤原京条坊との関係を含めて、寺域設定および伽藍配置計画に関して若干言及しておきたい。

大官大寺の伽藍が藤原京の条坊に則っているかどうかについては、条坊施行時期や伽藍建立時期とも密接な関連をもっていることから、かねてより強い関心が寄せられていた。第 7 次調査の結果、大官大寺が東西 2 町、南北 3 町の寺域をもつと想定されるようになったのであるが、この想定が正しければ金堂 S B 100 が寺域の中心に位置する可能性が強い。大官大寺の周辺では条坊関連遺構がほとんど検出できていないので、隣接した地域での大官大寺の条坊上の位置関係を検証することができない。そこで藤原宮域内で明らかにされている朱雀大路と四条条間路（いずれも藤原宮造営に先行する条坊道路）の交叉点を基準に大官大寺金堂心との距離関係をみると、条坊造営方位の国土座標系方位に対する振れを仮に藤原宮中軸線と同じ $N 26' 30'' W$ とすると、南北 1532.4 m、東西 936.8 m となり、南北は 11.5 町幅、東西は 7 町幅と想定されるので、それぞれ 1 町あたり 133.3 m、133.8 m となる。この 1 町の長さは、従来藤原宮および京内の調査で確認している平均的距離 133 m とほぼ一致しており、大官大寺の金堂心が九条大路と十条条間路の二等分線上にあり、かつ金堂心を通る伽藍中軸線が東四坊坊間路中軸線と一致するとみても矛盾はない。つまり大官大寺の寺地・伽藍は藤原京条坊に正しく則って設定されていると判断できる。

寺域北限を画する塀 S A 600 は、金堂心の北 180 m にあり、これは 600 尺に

相当する。従ってS A 600 は寺域の北を通る九条条間路心から約22.2 m (= 75尺 = 450尺 × 1.5 = 600尺) 隔った位置にあることになる。寺域西限の施設には、小山池の調査で53 mにわたり検出した南北塀S A 2700 が考えられるが、これと伽藍中軸線との間隔は110.5 mあり、想定される東三坊大路心との隔たりは22 m余りとなり、寺域北側と同じ設定のあり方であることが知られる。それに対して今次の調査で検出した寺域東



北面回廊（東から）

限の塀S A 633 は伽藍中軸線の東94.8 m（320尺）にあり、西限の塀と対称的な位置にはなく、55尺内側に偏している。これは東四坊大路（東京極）の想定位置に幅の広い溝が通っていたことによる現象とも考えられるが、なお検討を要する。

一方、伽藍配置計画にも金堂の位置が基準とされているようである。つまり、塔S B 200 は金堂心の南160尺、東150尺に心礎が設定されており、講堂S B 500 の心は金堂心の北約74 m（250尺）の位置に想定することができる。回廊の規模は、南面回廊が東西143.6 m（479尺）であることが明らかにされており、その場合、造営尺は1尺 = 0.2998 mになる。しかし北面回廊の東西幅は、前述のように144.2 m（487尺）であり、1尺の長さは0.2961 mとなる。また東面回廊南半部では1尺 = 0.3007 mの造営尺が得られるなど、1尺の実長が場所により異なっている状況が認められる。こうした現象の生起する原因は必ずしも明らかにしえないが、大枠の地割と建物細部の割り付けが異なった基準で行われたためではないかという予測を抱いている。回廊の東西幅は南面で479尺、北面で487尺ある。南北幅については、金堂心を基準にすると、北面回廊北側柱まで109.15 mを測り、365尺前後に復原でき、金堂心から南面回廊外側

柱までが 296 尺ある。こうしたことから推量して、回廊東西幅を 480 尺、金堂心を中心にして北面回廊を北 360 尺、南面回廊を南 300 尺に設定したものとみれば、それぞれ大尺で 400 尺、300 尺、250 尺という整然とした数値に換算される。もしこの想定が妥当であるならば、回廊全体の規模は、金堂を中心にして大尺で設計し、柱間寸法などの割り付けは小尺で行ったために、南・北面回廊の東西幅がほぼ同長でありながら尺による数値が異なり、場所による造営尺の実長が異なるという事態が生じたのではないかと考えるのである。

ここでいう大尺とは、大宝令雑令に定められた度量衡の制にみられるもので、今日、奈良尺・天平尺とも称される小尺の 1.2 倍の長さをもち、度地つまり土地測量の尺度として使用されたものである。藤原京条坊の設定が大尺で行われたことは、すでに喜田貞吉や岸俊男によって指摘されているが、近年の藤原宮の調査では、宮の東西を画する大垣間の距離も、大尺での完数値 2600 尺（小尺では 3120 尺となる）であることが明らかにされている（年報 1979）。そうしてみると、大官大寺北限の塀 SA 600 は、前述のように金堂心から北 600 小尺の位置にあるが、これは 500 大尺でもあり、仮に寺城南限の施設が金堂心を中心にして、対称的な位置にあったとすれば寺域の事実上の南北幅は、1000 大尺という極めて整った数値となる。大官大寺の寺域あるいは伽藍規模の設定に大尺が基準尺として使用されていたかどうかについては、一概には断じ難いが、同時期の他の寺院や藤原宮の地割のあり方などとも合わせて、さらに検討を深める必要のある興味深い問題であるといえよう。